

秩父市環境基本計画

概要版



秩 父 市

環境重視
経済回生

自然と人のハーモニー

環境・観光文化都市 ちちぶ

市民

市民一人ひとりが、次世代に良好な環境を引き継いでいくため、環境との関わりについて関心を払い、必要な知識を持つとともに、身近なところから自主的な取り組みを行います。

さらに、日常の生活や活動の中で、環境に配慮した暮らしを実践し、環境への負荷の低減を心掛けるとともに、市が実施する施策に協力します。

事業者

事業者は、自らの事業活動が環境に大きな影響を与えていることを十分認識し、環境汚染を防止するとともに、廃棄物の減量化、省資源・省エネルギー等、環境への負荷の低減、環境監視の徹底、情報の提供に努めるなど、環境への配慮について最大の努力を払います。

さらに、地域社会の一員として事業活動を通じて地域の良好な環境づくりに積極的に貢献し、市が実施する施策に協力します。

市

市は、環境を保全するための中心的な役割を担い、良好な環境の保全と創造のため、総合的かつ計画的な施策を推進します。

また、市は自ら事業者・消費者であることを自覚し、事務事業の執行に伴う環境への負荷の低減に努め、環境に配慮した行動を率先して実行します。

さらに、市民、事業者、他の地方公共団体等と連携を図りながら、計画の実現に取組みます。

環境基本計画の基本理念

- ・ 緑豊かな自然環境と清潔な生活環境の将来世代への継承
- ・ 市民及び事業者と協働のもと持続的発展と安全で健康かつ快適な環境の享受
- ・ 豊かな環境資源の適性管理と良好な環境の創造による市民生活の質的向上

環境基本計画の目的

3つの基本理念の具体化に向けて、本市の環境行政の根幹として位置づけ、市民、事業者及び市が一致協力しながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

対象とする環境の分野

地球環境

地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨・資源・エネルギー等

地域環境

自然環境

動物・植物・水辺

樹林地・農地等

生活環境

廃棄物・リサイクル

大気環境・水環境

騒音・振動・悪臭等

快適環境

公園・遊歩道・道路

上下水道・景観

歴史的文化遺産等

■ 環境施策と環境配慮指針

1 美しい自然環境づくり 森林や農地の保全と活用

市の取組	市民の取組	事業者の取組
○ 秩父の特性を活かした森づくり事業を推進します。 ○ 針広混交林化、地形や森林の機能、生態系に配慮した森づくりを推進します。 ○ 多様な生産性のある森づくりを推進します。 ○ NPO法人・民間事業者及び上下流の住民と連携し、森林保全を推進します。 ○ 環境保全に関する基金等を活用するとともに、水源税等の政策税制の導入を関係機関に働きかけます。 ○ 木質バイオマスの有効活用について、調査研究を実施します。 ○ バイオマス発電により発生するエネルギーを有効に利活用するための新規産業の利用展開について、調査研究を実施します。 ○ スポーツ・文化・芸術の発信地として関係機関との連携を図りながら、自然保護に十分配慮し、原生林や巨木等の資源を活かした体験型の森林観光を進めるとともに、環境体験学習施設や森林散策コースの整備を推進します。 ○ 観光関連事業者の人材育成を図ります。 ○ 遊休農地を活用した花づくり事業や園芸福祉活動を推進します。 ○ 都市住民がボランティアで農林業の体験をする、秩父版ワーキングホリデーを推進します。 ○ 環境保全型農業を推進します。	○ 植林や森林の保全事業に参加・協力します。 ○ 森林ボランティア活動へ参加します。 ○ バイオマスの有効活用に参加します。 ○ 資源循環型社会の実現に参加します。 ○ 体験型の森林観光の推進に参加・協力します。 ○ 環境体験学習施設や森林散策コースの整備に参加・協力します。 ○ 遊休農地を活用した花づくり事業に参加・協力します。 ○ 秩父版ワーキングホリデーに協力します。 ○ 地元の農産物を積極的に購入します。	○ 植林や森林の保全事業に参加・協力します。 ○ 森林ボランティア活動へ参加・協力します。 ○ バイオマスの有効活用に参加します。 ○ 資源循環型社会の実現に参加します。 ○ 体験型の森林観光の推進に参加・協力します。 ○ 環境体験学習施設や森林散策コースの整備に参加・協力します。 ○ 遊休農地を活用した花づくり事業に参加・協力します。 ○ 秩父版ワーキングホリデーに協力します。 ○ 環境保全型農業に積極的に取組みます。



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(www.jccca.org/) より引用

水環境の保全

市の取組	市民の取組	事業者の取組
○ 適正な利水、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全等、河川の機能が十分に発揮されるような管理及び改修を実施します。 ○ 貴重な自然環境と自然景観を有する河川の保全と活用を図ります。 ○ 雨水等の循環利用の推進を図ります。 ○ 地下水脈、湧水地の調査を行うとともに、各種水資源の特性にあった保全と活用を図ります。 ○ 河川等の水質調査を定期的に行い、水質汚濁の原因究明と防止対策を推進します。 ○ 杉チップなどを利用した、秩父市独自の排水処理システムを研究してまいります。 ○ 生活排水処理の各手法（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）の特性・効果等を十分検討し、各地域に最も適した手法を選択し、効率的な整備を推進します。	○ 河川の維持管理及び河川環境の整備と保全活動に参加・協力します ○ 水辺の保全のため、ごみの持ち帰り等を心がけます。 ○ 水辺の清掃活動に積極的に参加します。 ○ 雨水等の循環利用に努めます。 ○ 地下水脈、湧水地の調査に協力します。 ○ 河川等の定期水質調査に協力します。 ○ 排水処理システムの研究に協力します。 ○ 家庭から排出する雑排水の浄化と再利用に努めます。 ○ 公共下水道区域や農業集落排水区域では、下水道等に速やかに接続し、接続が困難な地域では合併処理浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。	○ 河川の維持管理及び河川環境の整備と保全事業に参加・協力します ○ 水辺の清掃活動に積極的に参加します。 ○ 雨水等の循環利用に努めます。 ○ 地下水脈、湧水地の調査に協力します。 ○ 河川等の定期水質調査に協力します。 ○ 排水処理システムの研究に協力します。 ○ 事業所から排出する雑排水の浄化と再利用に努めます。 ○ 公共下水道区域や農業集落排水区域では、下水道等に速やかに接続し、接続が困難な地域では合併処理浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。

野生生物の生態系の保全

市の取組	市民の取組	事業者の取組
○ 秩父市固有の動植物の保全を図ります。 ○ 野生生物の生態系に配慮した森づくりを推進します。	○ 希少動植物の保護活動に参加・協力します。 ○ 野生生物保護に関する情報提供を行います。	○ 希少動植物の保護活動に参加・協力します。 ○ 開発等にあたっては、野生の動植物への影響を考慮し、適切な保全対策を行います。

2 さわやかな生活環境づくり

ごみ対策の推進

市の取組	市民の取組	事業者の取組
- 資源循環型社会の構築に向け、普及啓発を図ります。 6 Rを推進し、ごみの発生抑制とリサイクル対策を推進します。 - 電動生ごみ処理機設置を支援します。 - ごみの適正な処理や資源化、グリーン購入等の普及啓発を図ります。 - 有価物回収事業への支援を実施します。 - 不法投棄を防止するため、不法投棄監視パトロールを推進します。 - 不法投棄・ポイ捨てを防止するための意識啓発を図ります。 - 産業廃棄物の適正処理のための対策を強化します。 - P C B、アスベスト等の有害化学物質の使用抑制と適正処理を指導します。 - 土砂のたい積現場への立入調査及びパトロール等、指導・監視を強化します。	- 資源循環の情報等を積極的に利用します。 - ごみの処理についてはルールを守り、適正に処理します。 - ごみの減量化や不用品のリサイクルに努めます。 - リサイクル等を徹底し、資源となるものは分別し、ごみはルールを守り正しく出します。 - 生ごみの減量化に努めます。 - 有価物回収事業へ参加します。 - 不法投棄監視パトロールに協力します。 - ごみのポイ捨て・不法投棄はしません。 - P C B、アスベスト等の有害化学物質の適正処理に努めます。 - 個人で所有する土地に安易に土砂の埋立てをさせません。 - 不法な埋立て・土砂のたい積を見つけたら、すぐに通報します。	- 資源循環の情報等を積極的に利用します。 - ごみの処理についてはルールを守り、適正に処理します。 - ごみの減量化や不用品のリサイクルに努めます。 - 事業に必要な原材料等は、再生資源等環境にやさしいものを使用します。 - 有価物回収事業へ参加します。 - 不法投棄監視パトロールに協力します。 - ごみのポイ捨て・不法投棄禁止を徹底します。 - 産業廃棄物の適正処理を遵守します。 - P C B、アスベスト等の有害化学物質を適正に処理します。 - 工場・事業場における有害化学物質の保管・輸送・廃棄等、適正な管理に努めます。 - 土砂のたい積・埋立て等は、たい積条例の許可を受けてから実施します。



公害対策の推進

市の取組	市民の取組	事業者の取組
○ 公害防止や環境問題への意識啓発を図ります。 ○ 野外焼却や不適正な焼却炉による廃棄物の焼却禁止の意識啓発を図ります。 ○ 事業所、工場等に対する公害防止指導を強化します。 ○ 事業所への立入調査及びパトロール等、指導・監視を強化します。 ○ 事業所と公害防止協定を結び、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等の未然防止を推進します。 ○ 工場・事業場等における土壌汚染防止対策のための指導を実施します。 ○ 工場・事業場等における騒音・振動防止、飲食店等の深夜営業、拡声器の使用による騒音防止のための指導を強化します。 ○ アイドリング・ストップの周知等に関して指導・勧告を行います。 ○ 河川水、地下水、工場排水等の定期監視を引き続き行い、国、県等と連携して水質汚濁の原因究明と防止対策を推進します。 ○ ばい煙や自動車からの大気汚染の状況を引き続き調査し、監視・指導を行います。 ○ 公害防止等、環境問題に取り組む事業者を支援します。	○ 野外焼却や不適正な焼却炉による廃棄物の焼却禁止に努めます。 ○ 生活騒音によって近所に迷惑をかけないように努めます。 ○ アイドリング・ストップを遵守します。 ○ 河川水、地下水、工場排水等の定期監視体制に協力します。 ○ ばい煙、道路沿道等の大気汚染状況の調査に協力します。	○ 森林、河川等の自然環境や周辺住民の生活環境に対する影響に配慮し、工場・事業場等における公害未然防止に努めます。 ○ 野外焼却や不適正な焼却炉による廃棄物の焼却禁止に努めます。 ○ 発生源対策を講じる等、公害防止に努めます。 ○ 公害防止協定を結び、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染等の未然防止に努めます。 ○ 工場・事業場等における土壌汚染防止に努めます。 ○ 工場・事業場等における騒音・振動防止、飲食店等の深夜営業、拡声器の使用による騒音防止に努めます。 ○ 事業者の車両使用者にはアイドリング・ストップを遵守させます。 ○ 駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを周知します。 ○ 工場・事業場等からの排水を適正に処理します。 ○ 河川水、地下水、工場排水等の定期監視体制に協力します。 ○ 自ら排出する大気汚染物質の測定結果の公表に努めます。



3 安全で住みたくなる快適なまちづくり 魅力を高める地域基盤づくり

市の取組	市民の取組	事業者の取組
○災害に強い道路整備を進めるとともに、歩道の整備など歩行者が安全に利用できる生活道路の整備を推進します。 ○子どもや高齢者をはじめとした市民の足を確保するため、地域の公共交通機関の維持強化を図り、あわせて、公共交通空白地帯の解消を推進します。 ○環境負荷の低減、防災性の向上、バリアフリー化等の課題に対応した、個性的なまちづくりを推進します。 ○日常的な集いの場や災害時の避難場所として、安心して利用できる身近な公園を整備します。 ○市全域に広がる豊かな景観資源を保全・活用するとともに、景観条例・景観計画の策定など地域資源を十分に活かした個性ある景観づくりを推進します。	○路線バスや鉄道等、公共交通機関を積極的に利用します。 ○都市計画区域の地域指定に基づいた住宅の建築など、調和のとれたまちづくりに努めます。 ○公園を積極的に活用するとともに、利用マナーを守り、公園を美しく維持します。 ○景観条例・景観計画の趣旨を十分に理解し、個性あるまちづくりに協力します。	○従業員に対し、地域の交通機関の利用促進を呼びかけます。 ○都市計画区域の地域指定に基づいた建物の建築など、調和のとれたまちづくりに努めます。 ○公園を積極的に活用するとともに、利用マナーを守り、公園を美しく維持します。 ○景観条例・景観計画の趣旨を十分に理解し、個性あるまちづくりに協力します。



▲ 吉田中島地区
：コミュニティ活動による花づくり

▼ 森林管理道漆木白岩線：自然にやさしい林道整備

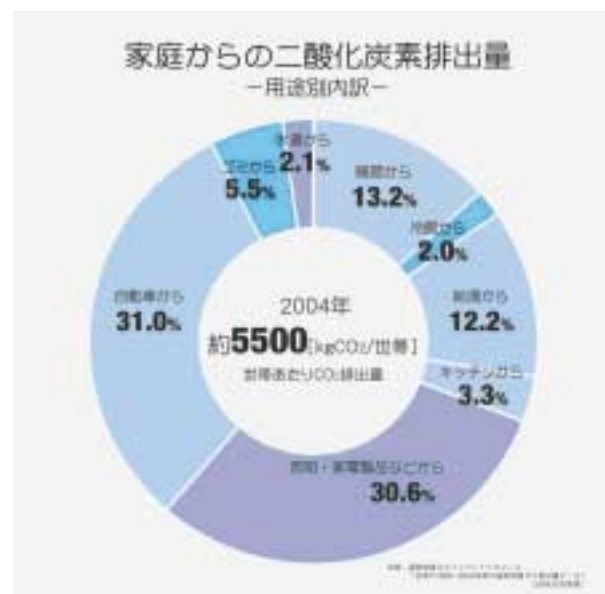


暮らしをささえる生活基盤づくり

市の取組	市民の取組	事業者の取組
○ 市民の住宅ニーズや個々の住宅の状況を的確に把握し、既存市営住宅の効率的、効果的な改善、改修を推進します。 ○ 住宅や市街地の安全性を確保し、良好な住環境を形成するため、開発、建築指導行政の充実を図ります。 ○ 住宅取得資金の低利融資、リフォーム工事への助成など、住宅に対する支援制度の充実を図ります。 ○ 老朽化した水道施設の改修を計画的に進めるとともに、管路台帳システムの導入など災害に強い水道施設の構築を図ります。 ○ 配水池の増設や配水管の更新・耐震化を行い、安定かつ合理的な水道水の供給体制を構築します。 ○ 衛生的で快適な生活環境の整備と河川等の水質保全を図るため、下水道の整備を推進します。 ○ 合流式下水道の改善に努めるとともに、老朽化した施設の計画的な更新を推進します。 ○ 農業振興地域内の集落を対象に、生活環境の整備と用排水路や河川の水質保全を図るため、農業集落排水の整備を推進します。 ○ 生活排水による河川等の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進します。 ○ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、水質改善を目指します。 ○ 浄化槽の機能を十分に発揮させるため、適正な維持管理の啓発と指導を徹底します。 ○ 生活排水処理の各手法（公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽）の特性・効果等を十分検討し、各地域に最も適した手法を選択し、効率的な整備を推進します。 ○ 汚水の放流先がない山間地域については、バイオトイレなど他の処理方法を導入し、適正な汚水処理を推進します。	○ 建物の建築に際しては、安全性の確保、良好な住環境の形成に配慮します。 ○ 公共下水道区域においては、積極的に接続を行い、適切な利用に努めます。 ○ 農業集落排水区域においては、積極的に接続を行い、適切な利用に努めます。 ○ 合併処理浄化槽の設置を積極的に進めます。 ○ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を積極的に進めます。 ○ 浄化槽の適正な維持管理に努めます。 ○ 公共下水道区域や農業集落排水区域では、下水道等に速やかに接続し、接続が困難な地域では合併処理浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。 ○ 汚水の放流先がない山間地域については、バイオトイレなど他の処理方法の導入を積極的に検討します。	○ 土地の開発、建物の建築に際しては、安全性の確保、良好な住環境の形成に配慮します。 ○ 公共下水道区域においては、積極的に接続を行い、適切な利用に努めます。 ○ 農業集落排水区域においては、積極的に接続を行い、適切な利用に努めます。 ○ 合併処理浄化槽の設置を積極的に進めます。 ○ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を積極的に進めます。 ○ 浄化槽の適正な維持管理に努めます。 ○ 公共下水道区域や農業集落排水区域では、下水道等に速やかに接続し、接続が困難な地域では合併処理浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。 ○ 汚水の放流先がない山間地域については、バイオトイレなど他の処理方法の導入を積極的に検討します。

安全なまちづくり

市の取組	市民の取組	事業者の取組
○ 防災施設や避難場所の充実・整備、公共施設の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを推進します。 ○ 自主防災組織や消防団の活動を積極的に支援し、連携を強化することで、地域防災力を強化します。 ○ 災害や危機発生時における庁内体制の確立や関係機関との連絡・協力体制の整備など、総合的な危機管理体制の構築を推進します。 ○ 交通安全教室の開催や地域の各団体と連携した交通安全運動を行い、交通安全意識の高揚を図ります。 ○ 道路交通環境の安全性を高めるため、信号機設置や交通規制の必要箇所については、地域住民と連携し速やかに所轄警察署に対して要望していきます。 ○ 警察及び関係団体と連携し、市民一人ひとりの防犯意識の高揚や、自主防犯組織の育成・支援を図ります。 ○ 防犯灯の設置などにより、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。 ○ 消費生活情報の提供などにより、消費者意識の啓発に努めます。 ○ 消費者契約の苦情等に対応するため、相談体制の充実を図ります。	○ 防災施設や避難場所等を熟知し、災害時に落ち着いて行動できるよう備えます。 ○ 自主防災組織や消防団に積極的に参加します。 ○ 家族の避難場所や連絡方法の確認等、災害時に備えた準備をしておきます。 ○ 交通ルールを守り、交通安全に努めます。 ○ 道路交通環境の整備されていない箇所については、必要に応じて、市や警察に対して改善を要望します。 ○ 自主防犯組織を結成し、地域ぐるみで防犯活動に取り組みます。 ○ 消費生活情報などを積極的に活用し、消費トラブルに巻き込まれないよう留意します。	○ 防災資機材の充実、施設の耐震化などを進めます。 ○ 自主防災組織や消防団に積極的に参加します。 ○ 従業員の危機管理意識の向上、緊急時の連絡体制などの整備に努めます。 ○ 交通ルールを守り、交通安全に努めます。 ○ 道路交通環境の整備されていない箇所については、必要に応じて、市や警察に対して改善を要望します。 ○ 地域に協力して、犯罪のないまちづくりに取り組みます。



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (www.jccca.org/) より引用

4 これからの地球環境づくり

先進環境社会の創出

市の取組	市民の取組	事業者の取組
- 地球温暖化防止対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減等、地球温暖化対策に取り組めます。 - 公用車の購入時には、低公害車の導入を推進します。 - エネルギーや資源の省力化による使用量削減を推進します。 - 電力、ガス、上水、ガソリン等の使用削減を推進します。 - 省資源・省エネルギーに関する取組みを啓発します。 - 建物の断熱化の推進等、エネルギー効率のよい施設の整備を推進します。 - バイオマス、太陽光発電、太陽熱利用等の新エネルギーの利用を推進します。 - 公共施設への太陽光発電、太陽熱利用等の導入の推進及び省エネルギー化を推進します。 - 廃食油再生事業に取り組み、廃食油の再生利用を行い、新エネルギーの利用の推進を図ります。	- 二酸化炭素や自動車排出ガスの削減のため、低公害車等の購入に努めます。 - 電力、ガス、上水等の節約を心がけます。 - 省エネルギー製品を購入するようにします。 - 住宅の断熱化等省エネルギー化に努めます。 - 太陽光発電、太陽熱利用等の新エネルギーの利用を積極的に進めます。 - 廃食油の再生事業に参画します。	- 二酸化炭素や自動車排出ガスの削減のため、低公害車等の計画的な導入に努めます。 - 電力、ガス、上水等の節約を心がけます。 - 省エネルギー製品の研究開発を進めます。 - 省エネルギー施設整備に協力します。 - 太陽光発電、太陽熱利用等の新エネルギーの利用を積極的に進めます。 - 廃食油の再生事業に参画します。



▲ 吉田元気村発電所で地球にやさしいエネルギーが作られています。



▼ 市街地遠景：この美しい青空を未来に残しましょう。



環境保全意識の育成

市の取組	市民の取組	事業者の取組
○小中学校における体験型環境学習プログラムの導入を推進します。 ○子どもエコクラブ等の設立を支援します。 ○環境に関する学習の場の提供、充実を図ります。 ○環境保全活動を進めるため、人材の育成や活用を図ります。 ○企業や団体へ環境出前講座を実施します。 ○荒川中学生サミットを開催します。	○子どもエコクラブ等に参加・協力します。 ○環境に関する学習の場に積極的に参加します。 ○環境ボランティア活動に参加します。	○子どもエコクラブ等の活動に協力します。 ○環境に関する学習の場に協力します。 ○環境ボランティア活動に参加・協力します。
○広報やインターネット等で環境情報の提供、環境に関する普及啓発を図ります。 ○地球環境の問題、市の環境に関する情報を発信します。 ○国や県と連携して、環境に関する情報の収集と提供を実施します。	○広報や市のホームページ等に掲載されている環境情報を活用します ○環境情報を通じて、市内の環境に関する知識を高めます。	○広報や市のホームページ等に掲載されている環境情報を活用します ○社内報等を活用し、環境に関する知識を高めます。 ○環境に関する情報の公開に努めます。
○市民一人ひとりが環境モラルを守れるよう、普及啓発を図ります。 ○伝統的な地域文化の保存を実施するための、後継者育成事業を推進します。 ○地域文化活動後継者育成のため、保存会等の組織づくりや周辺地域の協力・交流体制を確立する組織体制づくり事業を実施します。 ○歴史的建物や歴史的街並み等の保存活性化を図るため、歴史的建造物保存事業を実施します。 ○農山村景観保存事業を実施します。	○市民一人ひとりが環境モラルを守るよう努めます。 ○伝統的な地域文化の後継者育成事業に参加します。 ○地域文化活動保存や協力・交流体制の組織づくりに参加します。 ○歴史的建造物保存事業に協力します。 ○農山村景観保存事業に協力します。	○従業員一人ひとりが環境モラルを守るよう努めます。 ○伝統的な地域文化の後継者育成事業に協力します。 ○地域文化活動保存や協力・交流体制の組織づくりに協力します。 ○歴史的建造物保存事業に協力します。 ○農山村景観保存事業に協力します。
○秩父のよさや魅力を学ぶ子ども向けセミナーを実施します。	○秩父のよさや魅力を学ぶ子ども向けセミナーに参加します。	○秩父のよさや魅力を学ぶ子ども向けセミナーに協力します。
○秩父大好きちちぶっ子の認定や子どもちちぶ学士・子どもちちぶ博士の育成を推進します。	○ちちぶっ子認定制度や子どもちちぶ学士・子どもちちぶ博士制度に積極的に参加します。	○ちちぶっ子認定制度や子どもちちぶ学士・子どもちちぶ博士制度を積極的に支援します。
○自然体験学習や社会体験学習を推進し、ふるさと・環境学習の充実を図ります。 ○ちちぶ学セミナーや公民館活動の充実を図ります。	○ふるさと環境学習に積極的に参加します。 ○ちちぶ学セミナーや公民館活動に積極的に参加します。	○ふるさと環境学習に積極的に参加します。 ○ちちぶ学セミナーや公民館活動に積極的に参加するとともに支援します。
○環境学習施設の整備を実施します。	○環境学習施設を積極的に利用します。	○環境学習施設を積極的に利用します。

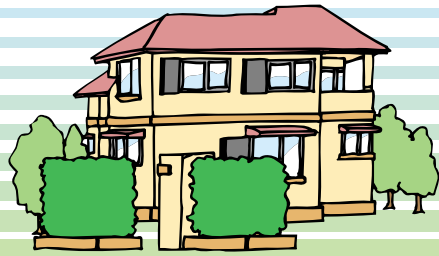
5 協働して創る環境のまちづくり ともに築く市民参加のまちづくり

市の取組	市民の取組	事業者の取組
○環境基本計画の推進と見直しを実施します。 ○地球温暖化対策実行計画等の策定を実施します。 ○環境NPOとの共同事業の実施を検討します。 ○環境配慮型エコマネー制度の導入を検討します。 ○環境市民会議・エコイベントを開催します。 ○環境に関する情報の収集を行い、広く提供します。 ○地球温暖化の問題等に関する情報を積極的に公開します。 ○小中学校に環境に関する情報を提供します。 ○美しい自然をはじめ、歴史的・文化的建築物やまつり、温泉、遺跡、ダムなど、市内に多くある既存観光資源を保護するとともに、ネットワーク化を図るなど、有効に活用します。	○環境基本計画の推進や見直しに参加します。 ○各種計画策定に参加するとともに計画の推進に協力します。 ○環境市民会議・エコイベントに積極的に参加します。 ○環境に関する情報を活用します。 ○環境情報を通じて、市内の環境に関する知識を高めます。 ○子どもたちに環境に関する情報を提供します。 ○観光資源の保護を心がけ積極的に活用します。	○環境基本計画の推進や見直しに協力します。 ○各種計画の策定と推進に協力します。 ○環境市民会議・エコイベントに積極的に参加するとともに支援します。 ○環境に関する情報を活用します。 ○環境情報を通じて、市内の環境に関する知識を高めます。 ○子どもたちに環境に関する情報を提供します。 ○観光資源の保護を心がけ積極的に活用します。

温もりのある地域社会づくり

市の取組	市民の取組	事業者の取組
○環境コミュニティ活動を支援します。 ○道路や公共施設の整備・改修にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、すべての人にとって暮らしやすいまちづくりを推進します。 ○すべての生物が豊かに暮らせるまちづくりを進めるための人材育成や情報発信を行います。	○環境コミュニティ活動に積極的に参加します。 ○すべての生物が豊かに暮らせるまちづくりに参加・協力します。	○環境コミュニティ活動に積極的に協力します。 ○施設の整備・改修にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮します。 ○すべての生物が豊かに暮らせるまちづくりに参加・協力します。

皆で力をあわせて
秩父の豊かな自然環境を
未来に引きついでいしましょう



家庭でできる温暖化対策

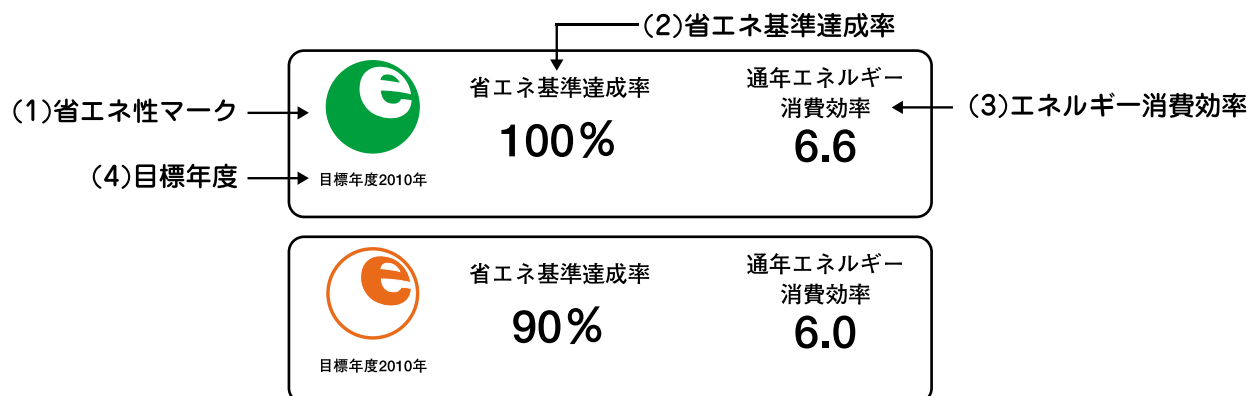
●今日からあなたもエコ・ライフ●

省エネ行動			1日あたり CO ₂ 削減量	年間 節約金額
リビング	1	エアコンの設定温度を冷房時には1度高く(28度)、暖房時は1度低く(20度)する	☐ はい ☐ いいえ	110g 1,830円
	2	冷暖房機器は、不必要なつけっぱなしをしない	☐ はい ☐ いいえ	78g 1,310円
	3	電気カーペットは、部屋の広さや用途にあったものを選ぶ	☐ はい ☐ いいえ	197g 1,980円
	4	電気カーペットの温度設定は、こまめに調節する	☐ はい ☐ いいえ	407g 4,090円
	5	照明は、省エネ型の蛍光灯や電球型蛍光ランプを使用する	☐ はい ☐ いいえ	85g 1,850円
	6	照明は、不要なときはこまめに消灯する	☐ はい ☐ いいえ	20g 430円
	7	テレビを見ないときは消す	☐ はい ☐ いいえ	32g 700円
キッチン	8	冷蔵庫の扉の無駄な開閉はやめ、開けている時間を短くする	☐ はい ☐ いいえ	17g 360円
	9	冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない	☐ はい ☐ いいえ	50g 1,070円
	10	冷蔵庫は、壁から適切な間隔を開けて設置する	☐ はい ☐ いいえ	46g 990円
	11	洗いものをする時は、給湯器の温度設定をできるだけ低くする	☐ はい ☐ いいえ	55g 1,010円
	12	食器洗い乾燥機を使用するときは、まとめて洗い、温度調節もこまめにする	☐ はい ☐ いいえ	39g 7,100円
	13	調理のとき、炎は鍋底からはみ出さないようにする	☐ はい ☐ いいえ	15g 270円
	14	電気ポットを長時間使わない時は、電源を抜いておく	☐ はい ☐ いいえ	109g 2,360円
浴室・洗面所	15	洗濯をする時は、まとめて洗うようにする	☐ はい ☐ いいえ	33g 4,380円
	16	お風呂はさめないうちに、みんなで続けて入る	☐ はい ☐ いいえ	240g 4,380円
	17	シャワーのお湯は、出しっぱなしにしないようにする	☐ はい ☐ いいえ	87g 2,570円
	18	温水洗浄便座は、温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉める	☐ はい ☐ いいえ	88g 1,650円
ショッピング	19	買うものを決めてから、買い物に行く	☐ はい ☐ いいえ	84g 1,825円
	20	レジ袋は、もらわないようにする	☐ はい ☐ いいえ	48g 220円
	21	近くへ買い物に行くときは、自転車や徒歩で行く	☐ はい ☐ いいえ	397g 2,220円
ドライブ	22	車を長く停車するときは、アイドリングストップする	☐ はい ☐ いいえ	104g 1,960円
	23	車を運転するときは、急発進や急加速をしないでエコドライブを心がける	☐ はい ☐ いいえ	178g 3,360円
すべてを実行できた			2,519g	47,915円

ご存知ですか？ 省エネラベル制度

省エネラベリング制度とは

省エネラベルはどんな見方をすればいいの？

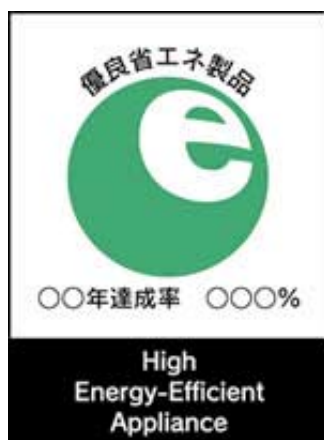


(1)省エネ性マーク	省エネ性能の優れた製品(省エネ基準達成率100%以上)には緑色のマーク、未達成の製品(100%未満)にはオレンジ色のマークを表示。
(2)省エネ基準達成率	製品区分ごとに定められた目標値(トップランナー基準=省エネ基準)をどの程度達成しているかを%で表示。
(3)エネルギー消費効率	製品区分ごとに定めた測定方法で得られた数値で、年間消費電力量などその製品がどれくらいエネルギーを使うかを表示。
(4)目標年度	省エネ基準達成の目標時期で、製品毎に設定。

- 注 1 (2)(3)(4)は、省エネ法によって定められています。
 2 パソコンと磁気ディスク装置の省エネ基準達成率は、次のように表されます。
 100%以上200%未満：A、200%以上500%未満：A A、500%以上：A A A
 3 ラベルが小さい場合には、一部省略されることもあります。

省エネ性マーク(1)が緑色でも、省エネ基準達成率(2)の数値が大きいほど省エネ性能が高く、エネルギー消費量が少ない(光熱費が節約される)ことを表します。製品の長期使用を考え、機能や価格だけでなく、光熱費を含めて選択したいものです。

また、本体表示として、簡易ラベルが貼付されていたり、平成18年10月から省エネ統一ラベルが使われています。



簡易ラベル



省エネ統一ラベル

